

湯沢町公売公告第48号

制限付一般競争入札の実施について（公告）

町有財産（車両）の売払いについて、次のとおり制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び湯沢町財務規則（平成19年規則第28号）第136条の規定に基づき公告する。

令和 7年 11月20日

湯沢町長 田村 正幸



1 入札に付する物品及び予定価格

（物品）

車 名 : マイクロバス
型 式 : SPG-XZB50
数 量 : 1台
車 台 番 号 : XZB50-0061641
登 録 番 号 : 長岡 200 さ 2201
初年度登録月 : 平成 28 年 9 月
累計走行距離 : 140,162km ※令和7年11月19日時点
付 属 設 備 : なし

（予定価格） ※最低売却価格

1,188,000 円（税込）

（1,080,000 円） （ ）内は入札書比較予定価格（税抜き）

※予定価格とは、あらかじめ定めた最低売却価格

2 入札参加資格の制限

（1） 入札に参加する者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

ア 湯沢町内に本社又は本店が所在する法人

イ 湯沢町内に居住する個人

（2） 次に掲げる者は、前号の要件を満たしていても、入札に参加することができない。

また、代理人としても参加することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった日から2年が経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する団体及び第6号に規定する団員又は暴力団員が実質的に経営を支配している会社等

エ 町有車両購入希望者登録票及び上記に該当しない旨の申立書を提出していない者

オ 湯沢町の町税を滞納している者

3 物品の事前確認

入札物品については、実際の車両を確認することができる。(要申込み)

期間 令和7年12月8日(月)から令和7年12月12日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)で応相談

申し込み先 湯沢町地総務部総務課総務係

電話 025-784-3451

FAX 025-784-1818

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月16日(火)午後1時30分
(午後1時20分受付開始)

(2) 場所 湯沢町役場3階大会議室

5 落札者の決定

予定価格以上の者のうち最高金額のものを落札者として決定する。

なお、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、くじで決定する。

6 契約条件等

別添「物品売買契約書(案)」による。

7 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額とする。

なお、落札者が落札の日から10日以内に契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は返還しない。

※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。

※契約保証金は、売買代金に充当し、保証金の返還は行いません。

9 町有車両購入希望者登録票及び申立書の入手方法

湯沢町ホームページからのダウンロード

アドレス《<http://www.town.yuzawa.lg.jp/>》

10 町有車両購入希望者登録票及び申立書の提出方法

(1) 提出期限 令和7年12月12日(金)午後5時まで

(2) 提出方法 直接持参とする(郵送不可)。

(3) 提出場所 湯沢町総務部総務係

(4) 提出部数 町有車両購入希望者登録票 2部

(1部は受付印を押印し、購入希望者に返却する。)

申立書 1部

1 1 契約の締結

落札の日から10日以内とする。

1 2 売買代金の納入

町長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに全額を納入する。

1 3 契約の解除

契約を締結した者が物品の代金を納入しないとき、またはこの公告若しくは契約の定める事項に違反したときは、当該契約を解除するものとする。

1 4 留意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 代理人が出席する場合は、委任状を提出すること。
- (3) 入札に参加する資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 郵便又は電報による入札は、認めない。
- (5) 町有車両購入希望者登録票及び委任状又は名刺の提出等、所定の手続を入札開始時刻までに終了しない者は失格とし、入札に参加することができない。所定の手続を終了した場合であっても、入札開始時刻に入札場所にいない者も失格とし、入札に参加することができない。
- (6) 物品の引渡しは、代金納入後、当町保管場所において行う。
- (7) 車検切れ又は自賠責保険切れの物品については、車検や自賠責保険加入等の手続が必要になるとともに、運搬方法にも注意すること。
- (8) 当該物品の代金納入後に発生する必要経費（当該物品の運搬費用、自賠責保険加入費用、車検費用、名義変更、車両の修繕・名消しほか）及び危険負担については、全て購入者側の負担とする。
- (9) 払い下げ物品の引き渡しは現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障、瑕疵等についての補償は行わない。

1 5 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、必要な事項については、地方自治法、新潟県湯沢町財務規則（平成19年規則第28号）等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (2) その他詳細不明の点については、下記の連絡先に照会すること。

【物品に関して】湯沢町総務部総務課総務係（025-784-3451）

【入札に関して】湯沢町総務部総務課財政係（025-784-3451）

※問い合わせ時間等：土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

1 6 この入札及び契約は、湯沢町の都合により売却手続きの停止等があり得る。